

第 18 号

熊本県地方港湾審議会条例の一部を改正する条例の制定について  
熊本県地方港湾審議会条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和 7 年 1 月 28 日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県地方港湾審議会条例の一部を改正する条例

熊本県地方港湾審議会条例（昭和 49 年熊本県条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「第 3 条の 3 第 3 項（同条第 11 項において準用する場合を含む。）」を「第 3 条の 3 第 5 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。